前文

日本国及びペルー共和国（以下「ペルー」という。）（以下日本国及びペルーを併せて「両締約国」といい、それぞれを「締約国」という。）は、

両締約国間における長年の互恵的な協力並びに貿易及び投資の拡大を通じて発展を遂げてきた多年にわたる友好関係並びに強固な経済的及び政治的関係を強化することを決意し、

両締約国間の経済的きずなを強化することが太平洋を越える貿易及び投資の流れの増大に寄与するであろうことを理解し、

この協定が両締約国間の関係において新たな時代を開くものとなるであろうことを確信し、

両締約国の経済がお互いを補完する条件に恵まれていること並びにその補完性が両締約国間の貿易及び投資の活動を通じたそれぞれの経済力の利用により両締約国における持続可能な経済的発展を一層促進することに寄与するものであることを認識し、

この協定の実施が、両締約国の国民の生活水準を向上させ、及び両締約国において新たなかつより良い雇用の機会を創出することを信じ、

両締約国間の貿易、ビジネス及び投資を規律する互恵的な規則を通じ、両締約国の経済の競争力を強化し、両締約国間の経済関係を促進し、両締約国の市場を更に効率化し、及び活性化し、並びに予見可能な通商上の環境を確保することとなる明確な法的枠組みを創設することを希望し、

両締約国の二国間の貿易に対するあらゆる歪曲を回避することを決意し、

さらに、この協定において合意された様々な分野における効果的な協力の仕組みを発展させることを決意し、

両締約国が、国家の政策目的を実現するためにそれぞれの締約国が締結している国際協定及びこの協定に基づき規制を行う権利を有することを認識し、

環境の保護及び保全に適合した方法でこの協定を実施することを決意し、

世界貿易機関に反映される多角的貿易体制を強化し、及び推進することの重要性を再確認して、

次のとおり協定した。

第一章　総則

第一条　自由貿易地域の設定

両締約国は、千九百九十四年のガット第二十四条及びサービス貿易一般協定第五条の規定に適合した形で、ここに自由貿易地域を設定する。

第二条　他の協定との関係

1　両締約国は、世界貿易機関設立協定その他の両締約国が締結している協定に基づく相互の関係に係る権利及び義務を再確認する。

2　この協定と世界貿易機関設立協定その他の両締約国が締結している協定との間で抵触が生ずる場合には、両締約国は、国際法の一般原則を考慮しつつ、相互に満足すべき解決を得ることを目的として直ちに相互に協議する。

3　二千八年十一月二十一日にリマで署名された投資の促進、保護及び自由化に関する日本国とペルー共和国との間の協定（以下「投資協定」という。）（その改正を含む。）は、投資協定第二十四条（合同委員会）及び第二十五条（投資環境改善小委員会）の規定を除くほか、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

注釈　この協定と投資協定との間で抵触が生ずる場合には、この協定に別段の定めがあるときを除くほか、2の規定が適用される。

第三条　地域及び地方の政府

各締約国は、この協定に基づく自国の義務及び約束を履行するに当たり、自国の区域内の地域及び地方の政府及び機関並びに中央、地域及び地方の政府及び機関によって委任された権限を行使する非政府機関による遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。各締約国は、自国のいずれかの段階の政府若しくは機関又はそれらによって委任された権限を行使するいずれかの非政府機関がこの協定に従わない場合であっても、この協定に基づく義務を免れることはできない。

第四条　一般的定義

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の適用上、

(a)　「区域」とは、

(i)　日本国については、次のものをいう。

(A)　日本国の領域

(B)　日本国が国際法に基づいて主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚

(ii)　ペルーについては、ペルーがペルーの憲法の関連規定及び国際法に基づいて主権又は主権的権利及び管轄権を行使する本土の領土、諸島、海域及びそれらの上空をいう。

注釈1　この(a)が規定する定義は、国際法に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

注釈2　この協定の「区域」の定義及び「区域」への言及は、この協定の地理的適用範囲を定める目的のためにのみ適用される。

(b)　「委員会」とは、第十四条の規定に基づいて設置する委員会をいう。

(c)　「税関当局」とは、各締約国又は第三国の法令に従い、関税に関する法令の運用及び執行について責任を負う当局をいう。日本国については財務省又はその後継機関をいい、ペルーについては税務監督庁又はその後継機関をいう。

(d)　「日」とは、暦日をいい、週末及び休日を含む。

(e)　「企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、関係法律に基づいて設立され、又は組織される事業体（社団、信託、組合、個人企業、合弁企業及び団体を含む。）をいう。

(f)　「千九百九十四年のガット」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定をいう。この協定の適用上、千九百九十四年のガットの条項を引用する場合には、その解釈に係る注釈を含む。

(g)　「サービス貿易一般協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定をいう。

(h)　「産品」とは、商品、生産品、製品又は材料をいう。

(i)　「統一システム」とは、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約第一条(a)に定義する商品の名称及び分類についての統一システムであって、両締約国によりそれぞれの国内法の下で採用され、及び実施されるものをいう。

(j)　「措置」には、締約国が発出し、又は実施する全ての法令、規則、手続、要求、規定、慣行、決定及び行政上の行為を含む。

(k)　「国民」とは、次の要件を満たす自然人をいう。

(i)　日本国については、日本国の法律の下で日本国の国民であること。

(ii)　ペルーについては、ペルーの法律の下でペルーの国民であること又はペルーに永住する権利を有すること。

(l)　「原産品」とは、第三章の規定に従って原産品とされる産品をいう。

(m)　「者」とは、自然人又は企業をいう。

(n)　「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。